

令和7年4月28日
文部科学省
初等中等教育局教科書課

デジタル教科書推進ワーキンググループ 中間まとめに関する意見募集の結果について

「デジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめ」について令和7年3月3日から3月24日までの期間、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計118件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する考え方は別紙のとおりです。

なお、取りまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別紙)

分野	主な意見の概要	御意見に対する考え方(案)
(1) 基本的方向性/制度的位置付け		
1. 教科書の形態として、デジタルによるものも認めることについて	<p>○デジタル教科書は、音声情報の掲載、他の教材との接続など、紙ではできないことが可能なほか、学習データの蓄積などによる学習の個別最適化も可能となるため、教科書として正式に位置付けるべき。</p> <p>○デジタル教科書について、良い実験結果がない中、推進すべきではない。紙で不都合はなく、むしろ、読み書きは紙で行うべきであり、教科書は紙を基本とし、デジタルは補助教材として活用すべき。</p> <p>○配布されている端末が壊れた時や通信障害などによって、児童生徒の学習機会が奪われるため、デジタル媒体のみという教科書については断固反対する。</p> <p>○デジタル部分は教材のままの方が、日進月歩のデジタル技術の進化や今後の社会変化へ柔軟に対応でき、デジタルの良さを発揮できる。</p>	<p>・これまでの多くの教育実践と実証研究を通じて、「主体的・対話的で深い学び」や「個別最適な学びと協働的な学び」に向けた授業改善等にデジタル教科書が効果的であるとのデータや分析・見解が示されています。</p> <p>・中間まとめにおいては、教科書にデジタルの良さを取り入れられるように希望する現場にその使用を認めようとする方向性が示されていますが、その場合においても、紙・デジタル・リアルの良さを適切に組み合わせた教育が前提となるものであり、教育全体において紙の良さを否定するものではありません。</p> <p>・紙の教科書についても何らかの理由による滅失により使用できなくなるケースが想定されるのと同様に、デジタルの教科書についても端末の故障などにより使用できなくなることは否定できませんが、国としては、そうした場合においても子供たちの学びを止めないよう、頂いた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。</p>

<p>2. 選択制について</p>	<p>○紙又はデジタルでなければならない、などの規制ではなく、自由に選択できる状態になることはよいことだと思う。</p> <p>○地域特性・人物特性に応じた選択肢の準備の方向性は理解。併せて、選択するに当たって必要な人材の量と質などを担保する制度設計を要望する。</p> <p>○紙を選択した場合に、個別に紙と同一内容のデジタル版を購入できる制度を維持・改善すべき。</p> <p>○デジタル教科書の導入の有無を各教育委員会に委ねることは、現場の自由度を尊重するかに見えて、その実態は、責任回避であり、各自治体の教育委員会や教師に任せては教育格差が広がる。文部科学省において、全国統一かつ適切な結論を出すべき。</p>	<p>・中間まとめの方向性は、教育格差が出ないようにするためにも、全国一律の対応ではなく、現場の関係者が「自分事として」納得感ある形での主体的取組を促し、現場の実態を踏まえた多様な対応を可能とするための選択肢を設けようとするものです。</p> <p>・教育の実施やその方法の選択は地方の自治や建学の自主性が尊重されるものですが、主体的な対応が可能となる機会が確保されるよう、必要な教育条件整備に向けて、国としてもしっかりと取り組んでまいります。</p>
<p>3. 検討プロセスについて</p>	<p>○ワーキンググループのメンバーがすべて推進派であるのが問題。慎重な意見を持つメンバーや、小児科医、脳科学者、児童精神科医など、デジタル端末の影響や学習効果などについての専門的な知見を持っている人も加える又はヒアリングで意見を聞いて、十分に検証を行うべき。デジタルありきで方向性を決めるべきではない。教育は国家百年の計であり、やり直しがきかない。</p>	<p>・ワーキンググループでは、当初より、デジタル教科書の活用を自己目的化するのではなく、あくまで児童生徒の学びを充実させるためにどのような教科書がよいのかという観点を大事にして、議論が行われてきたものと認識しております。</p> <p>・その上で、本WGやこれまでのデジタル教科書に関する会議体において、現場の教員をはじめとする学校関係者はもとより、健康面や学習環境、言語教育学の専門家など、多様な方面からヒアリングを実施してきました。また、広く一般からの意見募集も実施しており、その際に頂いた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。</p>

<p>4. 諸外国の動向について</p>	<p>○教科書のデジタル化が進んでいたスウェーデンやフィンランドでは、学力の低下や集中力の低下等につながっているとの懸念が強まり、教科書をデジタルから紙に戻す動きがある。PISA 上位のシンガポールは 23 年、心身が未発達の子供への悪影響を懸念し、小学生にはデジタル端末を配らないこと決めた。そのほかの国でも、デジタルデバイスの学校での使用を禁止する動きがある。なぜ、日本はこうした動きに逆行し、学力を低下させる方向に進むのか。デジタルの採用については慎重になるべきで、教科書の基本は紙とすべき。</p>	<p>・スウェーデンについては、教科書検定がないことや人口が約 1 千万人と少ないことなど、我が国と状況が異なる点についても留意する必要がありますが、2010 年頃からのデジタル教育の推進以降も、国際学力調査の TIMSS では過去 3 回とも成績が向上し、PISA では 2015 年、18 年と向上し、直近の 22 年でのみ低下している状況です。指摘されている学力低下の原因が、スマートフォンの使い過ぎなどの日常生活によるものではなくデジタル教科書の使用によるものかどうか、今後の国際学力調査の動向などさらに注視が必要であると考えています。</p> <p>・フィンランドについては、教科書の定義や使用義務はなく、元々、デジタル教科書に特化した政策が国全体で特に取り組まれているものとは承知しておりません。</p> <p>一方、デジタル教科書を推進している国として、韓国では 2015 年から全ての学校でデジタル教科書の使用を解禁し、エストニアでは 2018 年からデジタル教科書の無償使用を可能としておりますが、いずれの国も国際学力調査でトップクラスの成績をあげています。</p> <p>・いずれにしても、諸外国の動きも注視しつつ、検討を進めてまいります。</p>
----------------------	---	--

5. 紙とデジタルの良さを取り入れた学習環境について	<p>○デジタル一辺倒ではなく、紙とデジタルのバランスの良い学習環境が望ましく、双方の良さを取り入れることができる柔軟な制度設計を期待する。</p>	<p>・中間まとめにおいては、頂いた御意見の方向性が示されていますが、今後、御意見も踏まえ、ハイブリッドも含めた教科書の内容や活用などに係る具体的イメージについて更に検討を進めてまいります。</p> <p>・義務教育段階で無償給与される紙の教科書に加え、その代替教材であるデジタル教科書を国から提供する措置は、「当面の間」の措置として、一部の学年・教科で実証的研究の観点も含めて行われてきたところです。その両方を提供しても紙かデジタルかのいずれか一方だけを使用する学校も多くあるのが実態であり、主たる教材である教科書を国の措置として複数提供することを恒久的に続けることは難しいと考えますが、中間まとめにおいては、紙とデジタル両方の良さを取り入れたハイブリッドな形態の教科書も認められているところであり、頂いた御意見も踏まえ検討を進めてまいります。</p>
	<p>○ハイブリッドについて、少なくとも教科ごとに、現状の教科書などを基に、「紙」部分、「デジタル」部分それぞれで推奨される範囲（内容や機能）を示してほしい。</p> <p>○ハイブリッドのデジタル部分（二次元コード先含む）に掲載してよいコンテンツか否か、教科ごとに文部科学省が一定の基準を定めるべき。</p>	
	<p>○当面の間以降も、紙とデジタル、それぞれの良さが生かせるように、場面に応じて現場の先生や子供が選択して活用できるよう、紙とデジタル両方を給与してほしい。学校現場も併用を望んでいる。</p>	
	<p>○紙の唯一の利点である俯瞰性についても、デジタル端末の画面で拡大・縮小機能を使うことで補うことができる。一人一台端末が実現している状況下では、紙の教科書とデジタル教科書の併用を主張する根拠はない。</p>	

<p>6. 学習効果について</p>	<p>○デジタル教科書を使って成績や学力が向上した例があると紹介されているが、教育の成果は数年で分かるものではなく、事例として適切かどうか疑わしい。</p> <p>○教育現場で十分な実証研究・検証がなされているとはいいがたい。多くの要素について確かな科学的知見が得られてから導入すべき。</p> <p>○特定の支援を必要とする子供たちだけでなく、全ての子供にとって、デジタル教科書の機能は有益であり、学びの質を向上させる可能性がある。</p> <p>○言語脳科学の観点から、手書きの方が記憶の定着に有利なことや、自分の考えをまとめ、批判的に見直すことが可能であると指摘されており、デジタルより紙の方が、学習効果が高いことが報告されている。中間まとめでは、こうした科学的知見を十分検証しておらず、有識者会議の報告として説得力を欠いている。</p> <p>○令和3年度の実証事業において、理解テストは紙優位の結果となっており、中間まとめは恣意的な記述となっている。</p> <p>○デジタルは紙に比べて、文章を読む際に集中が続かないなどの結果が報告されている。授業中に端末で遊ぶ児童生徒は一定数存在し、教員からは授業の進行を妨げているとの指摘も根強い。PISA2022の調査で、日本の生徒は注意散漫になりにくいという結果があるが、それは教育現場で端末があまり使われていないからの結果ではないか。</p> <p>○スクリーンタイムを含め端末自体を制御すべき。</p>	<p>・これまで、デジタル教科書が制度化された令和元年度から実証研究を行ってきており、様々な活用事例や効果が挙がってきているところ、今回の方向性は、一律にデジタルにするものではなく、上記のような効果を感じている地域や学校で、希望に応じてデジタルの良さを生かした教科書を使用できるようにするものです。</p> <p>・令和3年度の実証研究では、記憶定着や理解度に関して、紙とデジタルとで、統計的に有意な差はないという結果も得られているほか、適度にデジタル端末を使用する生徒の方がPISAのスコアが高い等の結果もあります。</p> <p>・中間まとめにおいても紙の良さは否定しておらず、教育課程・授業全体における紙とデジタル、リアルを適切に組み合わせた学習環境の重要性や、ハイブリッドな形態の教科書について示されているところであり、記憶を定着させる際に紙を用いることを否定するものではありません。</p> <p>・引き続き、科学的知見を含めた検討を進めるとともに、効果的な活用事例の創出にも取り組む必要があると考えています。</p>
--------------------	--	--

7. 教科書の範囲について	<p>○教科書の範囲（検定の範囲）の明確化と定義付けが必要。例えば、動画や発展的な内容などは教科書ではなく、教材として位置付けるべきではないか。</p> <p>○教科書外の機能（学習履歴に基づき問題を提示するビューア機能など）は、無償で提供してよいのか、有償で表示する仕組みを作る必要があるのか、等のルール作りも重要。</p>	<p>・教科書の範囲や無償給与の範囲については、頂いた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。</p>
8. 対象学年、教科について	<p>○今後、次期学習指導要領の内容を踏まえて、効果的な科目や単元など、デジタル教科書が効果的なものを検討する必要がある。全ての科目や全ての学年（特に小学校低学年）でデジタル媒体が効果的とは限らない。</p> <p>○全教科一律に実施するのではなく、先行教科を設けて対応すべき。英語、算数・数学以外の教科は実証研究が不足しており、現状では、教育委員会や学校が教科書の形態まで含めて採択の可否を判断できる段階ではないため、まずは計画的に実証研究を進めるべき。</p>	<p>・デジタルが効果的な教科・学年等については、頂いた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。</p>
（2）今後更に検討を進める事項		
9. 教員の指導力向上について	<p>○デジタル教科書を効果的に活用するため研修体制が十分に整っているとは言えない。教員の指導力に単に責任転嫁するのではなく、国が責任をもって、教員が適切に指導できる態勢を整えるべき。</p>	<p>・頂いた御意見も踏まえ、国としても教員の指導力向上に向けて検討を進めてまいります。</p>
10. アカウント管理等の負担軽減の必要性について	<p>○異なるビューアでも使用できる統一アカウントの導入や学習 e ポータルでアカウント管理を行える仕組みづくり、どのビューアでも表示可能なデジタル教科書の標準仕様の整備、国主導によるビューア等の整備など、アカウント設定等の煩雑さを解消すべき。</p> <p>○ICT 支援員などの人材が不足している。十分な数の人材を自治体が準備できるように支援が必要。</p>	<p>・現在、負担軽減に向けた取組がさまざま進んでいるところではありますが、頂いた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。</p>

<p>11. 健康影響への対応について</p>	<p>○デジタル媒体のみの教科書の想定される使用方法（例えば試行錯誤を繰り返す、家庭で使用する等）は、短時間の使用や、黒板など遠くを見る機会を作るといった、ガイドラインで示される内容と矛盾し、健康上の問題があるのではないかと。安全性に関する科学的知見を得てから、導入を考えるべき。</p> <p>○テレビやインターネットを長時間使用すると、脳の認知機能の発達に悪影響があることが指摘されている。デジタル教科書も同質のものであり、慎重に議論すべき。使用時間を増やす方向に進めるのではなく、スクリーンタイムを減らすための方策を議論すべき。</p>	<p>・現行でもデジタル教科書（代替教材）のみの使用は認められているところ、これまでも健康影響について議論され、専門家の意見を踏まえた取組を進めておりますが、頂いた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。</p> <p>・なお、デジタル教科書を使用する場合であっても、主体的・対話的で深い学びを行う観点からも、授業中に端末を見続けるのではなく、ガイドラインに沿った適切な使用が前提となるものと考えています。</p>
<p>12. 環境整備について</p>	<p>○全国の学校が適切なデジタル端末を整備できるように支援すべき。（例えば、機能が制限された教育用の端末を文科省で開発してはどうか。）</p> <p>○全教科デジタル媒体のみの教科書を採択した場合、端末の充電は1日持つのかどうかという視点も含めて、環境整備に関する議論を行うべき。</p> <p>○保管や充電等について児童生徒の負担になっている。端末自体も、現在は国から給付されているが、今後もそれが続くのか不透明。貧困世帯等の教育格差が広がる可能性がある。</p> <p>○まずは学校ごとの推奨帯域を示し、ネットワークアセスメントを全公立学校で実施し、結果を踏まえた機器等の入れ替えを確実に実施した上で、デジタル教科書を正当な教科書と位置付けるべき。</p>	<p>・引き続き必要な取組を進めるとともに、WGにおいても検討を進めてまいります。</p>

<p>13. 検定の体制や方法について</p>	<p>○教科書がデジタル媒体も認められると、検定申請の数が増加する可能性がある。人員体制、スケジュールなど現行方法で対応できるのか、検討すべき。</p> <hr/> <p>○検定制度について、デジタルに対応する形で見直す必要があるが、中間まとめではその見直しの方向性は示されなかった。課題の整理を先送りしたまま、デジタル教科書の位置付けを固めようとするのは拙速だ。国は、デジタル教科書の検定をどう行うのか、基準や方法・環境などを早急に示す必要がある。</p> <hr/> <p>○紙で検定を受けた内容と同様の内容のデジタル教科書については、検定済みとみなすなどの対応が好ましい。</p>	<p>・WG において今後検討を進め、その後、教科用図書検定調査審議会でも議論がなされることとなります。</p>
<p>14. 採択について</p>	<p>○教科書の内容以外の部分が採択の判断材料となりかねず、現場の混乱も予想される。</p> <hr/> <p>○同一内容の教科書であれば、単年度ごとに媒体の変更も認めるか否かを制度設計時に検討する必要がある。仮に単年度ごとの変更を認める場合は、制作・供給が間に合わなくなることが懸念される</p>	<p>・頂いた御意見も踏まえ、負担の軽減も含めて採択の在り方について今後検討を進めてまいります。</p>

<p>15. 発行・供給について</p>	<p>○発行者が紙とデジタル、ハイブリッドの3種を制作することはコスト的に難しく、特に投資コストが高いデジタルに偏る傾向が強まれば、紙の教科書を供給できなくなり、多様な教科書の発行を維持できなくなる恐れがある。</p> <p>○教科書供給は、地域の書店が支えており、デジタル化により廃業すると、書店ゼロエリアが拡大し、供給の担保が困難になったり、紙の図書に触れる機会が失われたりする。また、供給網の大幅な見直しが迫られ、供給コスト増となる。</p>	<p>・教科書の安定的な発行・供給は極めて重要であり、頂いた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。</p> <p>・なお、中間まとめの方向性は、教科書発行者に対して3種類の形態の教科書の制作を求めるものではありません。</p>
	<p>○採択権者ごとに教科書の形態を選択する場合、供給が煩雑になり、4月当初に教科書が届かないという事態が懸念される。</p>	
	<p>○学習データ、アクセスログ等を含めたデジタル教科書の保持・配信期間について検討し、明確な期間を定めるべき。教科書は教育の歴史を振り返るなどの一種の世代記録としての役割を持つため、アーカイブしていく必要はないか。</p>	
	<p>○デジタル教科書を配信するビューアについて、品質が担保されるよう国が基準を設けるべき。</p>	
	<p>○年度をまたいで、また卒業後もデジタル教科書を書き込み情報含め閲覧できるようにし、振り返りや学び直しを可能とすべき。</p> <p>○ビューア事業者のコスト負担を踏まえると、妥当なラインとしては、学校の在籍期間+1年間がライセンス期間として適切ではないか。それ以降は別途有償で利用できるという方法が良いのではないか。</p>	

<p>16. 教科用特定図書等との関係について</p>	<p>○読字障害などの発達特性を持つ子供、日本語指導が必要な子供等にとって、デジタル教科書やデジジー化は、学びを支える不可欠なツールである。しかし現状では、教室で目立つことを気にして利用できないという声も多くあり、支援が必要な子供だけが特別に使うものではなく、全ての子供が日常的に使えるものとなることが重要。全ての教科・学年の教科書のデジタル化及びデジジー版の教科書の義務化を進め、無償給与の対象とし、利用しやすい仕組みを整備すべき。</p> <p>○学習障害や読字障害のある当事者が、デジタル教科書の機能を単独で使うことは難しいとの指摘もあり、デジタル教科書の仕様に課題があることも指摘されている。教科書のアクセシビリティの確保については、デジタル教科書の利用拡大とは切り離し、専門的な検討を進めるべきだ。</p>	<p>・頂いた御意見も踏まえ、アクセシビリティの観点も含め、教科用特定図書等との関係について検討を進めてまいります。</p>
<p>17. 価格について</p>	<p>○物価上昇や社会変化、複数媒体の導入による制作コストの増加に対応した適正な価格設定となるよう、今後検討を進めるべき。</p> <p>○デジタル教科書は、サーバー管理費、配信費用・運用保守費用・ビューア使用料などかかり、紙より高コストになる傾向がある。これらについて、国による負担や補助、配信に係る費用を含んだ価格設定、又は国による配信システムの運用をお願いしたい。</p>	<p>・頂いた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。</p>
<p>18. 故障や紛失、災害時対応について</p>	<p>○学校現場では、端末の紛失や破損、充電切れ、忘れ物などが頻発しているほか、災害時は停電や電力不足などから、使用困難になることが想定される。教科書の使用義務に関して、端末を使えない場合にどう対応するのか明示すべき。例えば、端末の充電不足などの際に、紙の代替教材又は代替端末の準備ができるかどうか、という点も考慮が必要。</p>	<p>・頂いた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。</p>

<p>19. 教科書の分量の精選について</p>	<p>○教科書の分量・重さの課題は、学習指導要領の改訂時に内容を絞り込むことで解決すべき問題である。むしろ、デジタル教科書にすれば、情報量は、現行より増え、掲載内容を探す手間にもつながり、現場負担感が増えてしまう可能性がある。</p> <p>○現状の教科書の情報量は、現場のニーズに応じてきた結果であり、それを精選することは、学校現場のニーズとギャップが生じてしまうことを懸念する。</p> <p>○教科書は、現在の内容よりも基本的にコンパクトにし、多様なデジタル教材のハブとなるような在り方を検討していただきたい。</p>	<p>・次期学習指導要領の検討においても議論されているものと承知していますが、本WGにおいても、その検討の動きを踏まえながら、検討を進めてまいります。</p>
<p>20. スケジュールについて</p>	<p>○2030年からの導入ありきではなく、十分な準備期間を設け、試行錯誤を重ねながらデジタルの適用範囲(教科や学年)を慎重に検討すべき。</p> <p>○次期学習指導要領の内容が不明確な現状で、2030年度までに複数の教科書形態を開発・検証・作成することは困難。1年遅らせるなどのスケジュールの見直しや、制作コストへの補助金の導入など発行者への具体的な支援や調整が不可欠。</p>	<p>・中間まとめでは、次期学習指導要領の実施に合わせて、紙だけでなくデジタルも取り入れ可能な新しい教科書が使用できるようになることが示されておりますが、教科や学年については、次期学習指導要領の議論も踏まえつつ、教科特性や児童生徒の発達段階等に応じて検討していくことが重要であると考えております。</p> <p>・なお、中間まとめの方向性は、教科書発行者に対して複数の形態の教科書の制作を求めるものではありません。</p>

21. その他	<p>○生成AIによる偽情報や情報技術を悪用した犯罪などが社会に混乱をもたらしている。過剰な情報があふれるデジタル全盛の時代にこそ、情報の真贋を見分ける力、自ら学び、自ら考える力を養う必要がある。その力を身に付けるには活字の学びが不可欠であり、紙の本、紙の教科書に親しんで、自ら学びを考える習慣を育てていくことが重要。</p>	<p>・御指摘のように、生成 AI などデジタル技術が発展し、デジタル化の負の側面も顕在化する中、情報活用能力の育成の重要性が高まっています。その上で、中間まとめにおいても紙の良さを取り入れた学びの重要性は否定されていません。引き続き、頂いた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。</p>
	<p>○デジタルの利点を生かすと、更新が必要なタイミングで都度更新を行うことができる。</p> <p>○教科書は学びの入り口であり、そこから生徒が知的好奇心を持ち、更なる知識を求めようになった時、真にデジタルの力が発揮される。</p> <p>○紙の教科書を単にデジタル化するだけでは効果が薄い。AI 機能を備えた高機能な端末の仕様を前提とするなど、学習者が主体的に学び、個別最適な学びが促進されるような AI 技術の積極導入を提案する。</p>	<p>・御指摘も踏まえながら、紙かデジタルかの二項対立にならないように留意しつつ、デジタルの良さを生かせるよう、検討を進めてまいります。</p>
	<p>○中間まとめに記載の、教科書とデジタル教材を一体的に使用できるようにするイメージを具体的に示してほしい。</p>	
	<p>○紙の教科書は多くの公共図書館で市民がアクセスでき、教育機関や個人も入手・利用できる環境が整っているが、デジタル教科書は、利用範囲やアクセスが制限される可能性がある。教員養成を行う大学の現場でも、デジタル教科書へのアクセスは難しい。教育の公平性や教育情報へ市民がアクセスする自由が損なわれないよう制度を検討する必要がある。</p>	<p>・頂いた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。</p>

	<p>○一時の世論や政治力学に左右されない理論構築と、学校現場や広く国民まで適切な理解が届くような広報活動をお願いしたい。</p> <p>○学習指導要領改訂時にデジタル教科書を選択する学校はそれほど多くはないかもしれないが、それは制度変更の失敗ではない。テクノロジーの急速な変化に教育が取り残されないようにするために事前に措置すべき必要な制度変更であるという理解が得られるよう取り組むべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間まとめの趣旨を多くの人に理解していただくために、様々な機会での情報発信を行うなど、取り組んでまいります。 ・ 教育政策の実施に当たり、社会の変化に対応しながら、デジタルか紙かの二項対立に陥ることなく、課題を常に検証し解決しつつ、学びがより良いものとなるよう取り組んでいくことが重要であると考えています。
--	---	--